

3 福祉サービスのしくみ

(1) 対象者

障害者総合支援法に基づくサービス

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方、または、知的障害があると判定されている方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または精神障害があると診断されている方
- ④特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちの方、または、対象疾患（難病一覧表）に、り患していると診断されている方。

児童福祉法に基づくサービス

- ①身体障害のある児童
- ②知的障害のある児童
- ③精神障害のある児童 ※発達障害のある児童含む

児童福祉法に基づくサービスについては手帳の有無は問いません。児童相談所 浦安市こども発達センター 青少年発達サポートセンター（うらやす そらいろルーム） 医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象です。

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障害です。（発達障害者支援法第2条参照）

障害者総合支援法のサービスと介護保険のサービスで共通するサービスは、介護保険が優先になります。

(2) サービス利用のしかた

1. 相談

市町村または相談支援事業者などに相談します。サービスが必要な場合は市町村に申請します。

相談支援事業者 市町村の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をする時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。（指定特定相談支援事業者 障害児相談支援事業者）

2. 申請

支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。

※1 個人番号（マイナンバー）が必要です。

※2 手帳をお持ちでない方は、診断書が必要な場合があります。

※3 申請書類は市のホームページからもダウンロードできます。

医師意見書 介護給付サービスの利用については、主治医などの「医師意見書」が必要になります。サービス利用者の主治医もしくは協力医などに、市が意見書を依頼します。

3. 障害支援区分の認定

障害福祉サービスの必要度を表す6段階の区分を定めます。市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。心身の状況や社会活動、介護者、居住等の状況、また、サービスの利用意向などの聞き取り調査を行います。

4. サービス等利用計画案の作成

相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼してください。（本人や家族、支援者等が作成する「セルフプラン」という方法もあります。）原則として、計画案の提出を受け市町村がサービスの支給決定を行います。

5. 支給決定

障害支援区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。

受給者証 サービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な情報が記載されていますので大切

に扱います。支給決定内容を証明する書類となります。

6. サービス担当者会議

相談支援事業者によりサービス事業所などとの連絡調整、計画の作成が行われます。サービスを利用する事業者と、利用に関する契約をしてください。

7. サービス利用

サービスの利用を開始します。定められた期間ごとに、相談事業者サービスなどの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。(モニタリング)

(3) 福祉サービスの紹介

各サービスによって、対象となる方が決まっています。なお、障害支援区分1から6(以下、「区分」とする)の認定が必要なサービスもあります。

介護給付費(総合支援法)

種類 居宅介護 身体介護 家事援助 通院等介助 通院等乗降介助

者 児/身 知 精 難

サービス内容 ご自宅で生活されている方について、次の支援を行います。

「身体介護」入浴、排せつ及び食事等の介護

「家事援助」調理、洗濯及び掃除等の家事

「通院等介助」通院、官公署等への移動の介助

「通院等乗降介助」車両への乗車又は降車の介助

対象者 区分1から6

種類 重度訪問介護

者/身 知 精 難

サービス内容 重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難のある方で常に介護を必要とする方に、次の総合的な支援を行います。

①入浴、排せつ及び食事等の介護

②調理、洗濯及び掃除等の家事

③外出時における移動中の介護

④入院又は入所中の意思疎通支援

対象者 区分4から6

重度の肢体不自由の方

知的又は精神障害で障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の方

種類 同行援護

者 児/身 難

サービス内容 視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動を援護するとともに、代筆 代読 誘導 食事等の補助など、必要な情報の提供、その他省令で定める支援を行います。

対象者 視覚障がいの方

原則、区分は不要

(ただし、加算対象となるには、区分3以上が必要)

種類 行動援護

者 児/知 精

サービス内容 知的又は精神障害により行動障害があり常に介護を必要とする方が行動するときに、危険を回避するために必要な介助、また、外出時の支援を行います。

対象者 区分3から6

知的又は精神障害で障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が 10 点以上の方

種類 療養介護

者／身 難

サービス内容 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者 区分 5 から 6

重症心身障害のある方または進行性筋萎縮症をお持ちの方など（区分 5 から 6）

人工呼吸器使用の方（区分 6）

種類 生活介護

者／身 知 精 難

サービス内容 常に介護を必要とする方に、施設等において主に昼間に次の支援を行います。

入浴、排せつ及び食事等の介護

調理、洗濯及び掃除等の家事

創作的活動や生産活動の機会の提供

身体機能や生活能力の向上のために必要な援助

対象者 50 歳未満で、区分 3 から 6

（施設入所の場合は区分 4 から 6）

50 歳以上で、区分 2 から 6

（施設入所の場合は区分 3 から 6）

種類 短期入所（ショートステイ）

者 児／身 知 精 難

サービス内容 ご自宅で生活されている方について、介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

対象者 区分 1 から 6

種類 重度障害者等包括支援

者 児／身 知 精 難

サービス内容 常に介護を必要とし、意思疎通を図ることも難しい方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に
行います。

対象者 区分 6

重度の肢体不自由の方、知的又は精神障害で、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が 10 点以上の方

種類 施設入所支援

者／身 知 精 難

サービス内容 施設に入所する方に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談及び助言など
を行います。

対象者 区分 4 から 6（50 歳以上は区分 3 から 6）

訓練等給付（総合支援法）

種類 自立訓練（機能訓練）

者／身 知 精 難

サービス内容 身体障害又は難病患者の方に、施設等又は自宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハ
ビリテーションを行います。（標準利用期間 1 年 6 ヶ月）

対象者 身体障害又は難病患者の方で、地域生活を営むために、身体的リハビリテーションの継続が必要な方
など

種類 自立訓練（生活訓練）

者／身知精難

サービス内容 知的又は精神障害のある方に、施設等又は自宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。（標準利用期間 2 年）

対象者 知的又は精神障害のある方で、地域生活を営むために、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 など

種類 宿泊型自立訓練

者／身知精難

サービス内容 知的又は精神障害のある方で、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方に、地域移行に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。（標準利用期間 2 年）

対象者 上記「自立訓練（生活訓練）」の対象者のうち、一定期間、宿泊して家事等の生活能力の維持 向上などの支援が必要な方

種類 就労移行支援

者／身知精難

サービス内容 一般企業などへの就労を希望する障害のある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。（標準利用期間 2 年）

対象者 就労を希望するものであって、単独では就労が困難なため支援が必要な 65 歳未満の方、など

種類 就労継続支援 A 型（雇用型）

者／身知精難

サービス内容 一般企業等での就労が困難な障害のある方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

対象者 就労移行支援を利用したが、就労できなかった方など

種類 就労継続支援 B 型（非雇用型）

者／身知精難

サービス内容 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のための訓練を行います。

対象者 就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方など

種類 就労定着支援

者／身知精難

サービス内容 就職した障害のある方の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。（標準利用期間 3 年）

対象者 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が 6 か月を経過した方

種類 自立生活援助

者／身知精難

サービス内容 ご自宅において単身等で生活する障害のある方に、自立した日常生活を営むために必要な定期的な訪問、相談対応、情報提供、関係機関との連絡調整などの援助を行います。（標準利用期間 1 年）

対象者 入所施設、グループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方 など

種類 共同生活援助（グループホーム）

者／身知精難

サービス内容 共同生活を営む住居（グループホーム）において、主に夜間、相談や日常生活上の援助を行いま

す。

対象者 原則 65 歳未満の方

※障害支援区分の認定が必要です。

相談支援（総合支援法 児童福祉法）

種類 計画相談支援

者 児／身 知 精 難

サービス内容 サービス等利用計画の作成 ご本人やご家族と面接の上、サービス等利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。

継続サービス利用支援 サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し（モニタリング）を行います。

対象者 総合支援法の福祉サービスのみを利用される方

障害児相談支援

児／身 知 精 難

サービス内容 サービス等利用計画の作成 ご本人やご家族と面接の上、サービス等利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。

継続サービス利用支援 サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し（モニタリング）を行います。

対象者 児童福祉法の福祉サービスを利用される 18 歳未満の方

地域相談支援（総合支援法）

障害者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着の支援を行います。

種類 地域移行支援

者／身 知 精 難

サービス内容 障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。（標準利用期間 6 か月）

対象者 障害者施設、精神科病院等を退所して地域生活へ移行する方

地域定着支援

者／身 知 精 難

サービス内容 ご自宅で単身生活をおくる障害のある方または、同居の家族が障害・疾病等のため、緊急時などの支援が見込まれない状況にある障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談その他の支援を行います。（標準利用期間 1 年）

対象者 ご自宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方

障害児通所給付費（児童福祉法）

種類 障害児通所給付費（児童福祉法）

児童発達支援

児／身 知 精 難

サービス内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

対象者 未就学の障害児

種類 医療型児童発達支援

児／身 知 精 難

サービス内容 児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。

対象者 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児

種類 放課後等デイサービス

児／身知精難

サービス内容 就学中の障害のある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。

対象者 小、中、高等学校又は特別支援学校等に就学している障害児

種類 居宅訪問型児童発達支援

児／身知精難

サービス内容 重度の障害状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な児童について居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

対象者 重症心身障害児などで、外出が著しく困難な障害児

種類 保育所等訪問支援

児／身知精難

サービス内容 保育所などを現在利用中、または利用予定のある障害のある児童に対し、集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を目指します。

対象者 保育所等に通う障害児

(4) 利用者負担

原則として1割負担となります。ただし、利用者の負担が大きくなりすぎないように、月額の上限負担額を定めています。

利用者負担の具体的な金額や、サービスを提供できる指定事業者 施設などについては、障害福祉課へお問い合わせください。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）

世帯の範囲 障害のある方とその配偶者

障害児（施設に入所する18、19歳を含む）

世帯の範囲 保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害のある方の場合

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分

生活保護 世帯の収入状況 生活保護受給世帯 負担上限月額（国）0円 負担上限月額（浦安市独自）0円

低所得 世帯の収入状況 市町村民税非課税世帯（注1） 負担上限月額（国）0円 負担上限月額（浦安市独自）0円

一般1 世帯の収入状況 市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満）※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3） 負担上限月額（国）9,300円 負担上限月額（浦安市独自）9,300円

一般2 世帯の収入状況 上記以外 負担上限月額（国）37,200円 負担上限月額（浦安市独自）18,600円（注4）

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

(注4) 浦安市では所得区分「一般2」については、負担上限月額を18,600円とします。

障害のある児童の場合

区分

生活保護 世帯の収入状況 生活保護受給世帯 負担上限月額(国)0円 負担上限月額(浦安市独自)0円

低所得 世帯の収入状況 市町村民税非課税世帯 負担上限月額(国)0円 負担上限月額(浦安市独自)0円

一般1 世帯の収入状況 市町村民税課税世帯(所得割28万円(注1)未満)

通所施設、ホームヘルプ利用の場合 負担上限月額(国)4,600円 負担上限月額(浦安市独自)4,600円

入所施設利用の場合 負担上限月額(国)9,300円 負担上限月額(浦安市独自)9,300円

一般2 世帯の収入状況 上記以外 負担上限月額(浦安市独自)37,200円 負担上限月額(浦安市独自)18,600円(注2)

(注1) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 浦安市では所得区分「一般2」については、負担上限月額を18,600円とします。

障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用者負担額の半額を助成します。また第二子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用負担を軽減する多子軽減措置制度もあります。

浦安市独自の利用者負担軽減措置

1. 障害福祉サービスと地域生活支援事業をあわせて利用した場合の負担合計額については、上限を設定します。

なお、18歳以上の場合には、本人課税状況で認定します。

2. 相談支援事業および意思疎通支援事業については、無料とします。

高額障害福祉サービス等給付費

18歳以上の場合、障害のある方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払い)。

障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払い)。

※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払い)。

同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などで、利用者負担額の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費を支給され、負担が軽減されます。

65歳以上になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で、一定の要件★を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担額が償還されます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

★要件（1）～（5）の全てに該当する方

（1）65歳に達する日前5年間引き続き、対象の障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス（※2）を利用している。

（2）利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。

（3）利用者が65歳に達する日の前日において障害支援区分（障害程度区分）2以上であった。

（4）対象の介護保険サービス（※2）を利用した月の属する年度において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。

（5）65歳に達するまでに介護保険法による保険給付（介護保険サービス）を受けていない。

対象の介護保険サービス（※2）の平成30年4月以降利用分の利用者負担額介護保険制度における高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、高額障害福祉サービス等給付費の支給は、介護保険制度による償還の決定後となります。ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障がい児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

詳細については、市のホームページより確認ができ、申請書類をダウンロードできます。申請内容によっては、浦安市の総合上限制が優先されることがありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

（窓口）障害福祉課 電話 047-712-6393 ファクス 047-355-1294

メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/shogai/seido/1015253.html>